「鳴門市新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要

1. 計画作成の経緯

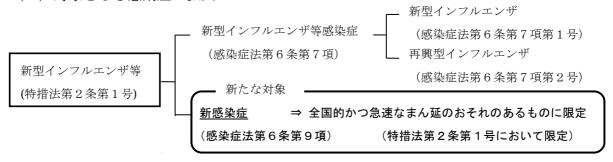
本市では、これまで新型インフルエンザ対策に係る基本方針として、平成21年5月に「鳴門市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定(平成25年3月改定)し、新型インフルエンザにかかる対策を推進してきました。

平成25年4月に新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「特措法」という。)が施行され、同年の6月に国が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を、また、11月に県が「徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を作成しました。

このことを踏まえ、本市においても、国・県の行動計画との整合性を確保しつつ、県が 示した新型インフルエンザ等対策にかかる行動計画の県内共通モデルに準拠した形で、特 措法第8条第1項の規定により、「鳴門市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市 行動計画」という。)を新たに作成しました。

2. 計画の主な特徴

(1) 対象となる感染症の拡大



- (2) 予防接種に「特定接種」・「住民接種」を設定
 - 特定接種

厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者の従業員及び新型インフルエンザ等 対策に従事する国・県・市町村等の公務員に対してワクチン接種を実施します。

② 住民接種

国が定める接種の優先順位等に基づき、原則として集団接種により市民を対象と したワクチン接種を実施します。

- (3)各発生段階での対策等を明記 (別紙の発生6段階における主要6項目の主な対策)
- (4) 早期段階における体制の確保

特措法の規定による市町村対策本部の設置時期は、政府対策本部が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときとされていますが、本市においては、国及び県が対

策本部を設置した時点で本市も対策本部を設置します。

段階	体制	体制の判断基準	
・未発生期	・市新型インフルエンザ等	・全庁的対応は不要だが、情報収集が必	
	庁内連絡会議	要な場合	
• 海外発生期	・市新型インフルエンザ等	・政府対策本部が新型インフルエンザ等	
• 県内未発生期	対策本部	緊急事態宣言を行った場合	
• 県内発生早期		・県が対策本部を設置した場合	
• 県内感染期			
• 県内小康期			

※ 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」とは

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、政府対策本部長は「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行います。

この宣言により、

- 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域
- 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

が公示され、感染拡大を防止・医療等の提供体制を確保・国民生活・国民経済の安 定のため、必要な措置を行います。

3. 対策の基本的方針等

- (1) 基本方針
- ①発生前

ア 新型インフルエンザ等、鳥インフルエンザを持ち込ませない、発生させないよう にする。

②発生後

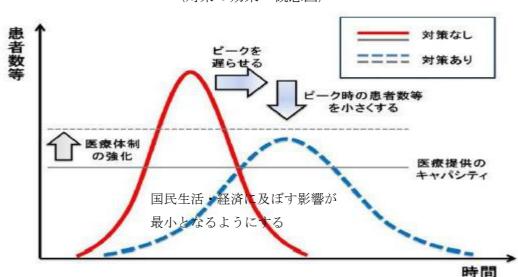
ア市内での感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造の ための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する とともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティ を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるよう にする。
- ・適切な医療の提供により、重傷者数や死亡者数を減らす。
- イ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び地域 経済の安定に寄与する業務の維持に努める。
 - ・市内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

(2)対策の基本的考え方

市行動計画は、県行動計画の対策に基づいて市等が実施すべき対策を示したもので、 病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特 性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す ものです。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定します。



〈対策の効果 概念図〉

4. 対策の留意点

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 危機管理としての特措法の性格
- (3) 関係機関相互の連携・協力の確保
- (4) 記録の作成・保存

5. 被害想定

国及び県の行動計画と同様に人口の25%がり患すると想定した推計結果

	鳴門市	徳島県	全国
医療機関受診患者数	約6,000人	約 8万人	約1,300万人
区	~12,000人	~16万人	~2,500万人
入院患者数	約250人~950人	約4,000人~13,000人	約53万人~200万人
(1日最大入院患者数)	(50人以上)	(600人以上)	(10.1万人以上)
死亡者数	約80人~300人	約1,100人~4,000人	約17万人~64万人

6. 対策推進のための役割分担

対策は、社会全体で取り組むことでその効果が発揮されることから、国、県、市の他に 関係機関等や市民それぞれが役割分担した上で、連携・協力して推進します。

関係機関等	役割の概要		
	・国全体としての体制の整備、対策の推進		
玉	・基本的対処方針の決定、緊急事態の宣言		
	・新型インフルエンザ等及びワクチン等医薬品の調査研究の推進 等		
県	・県内における対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する対		
	策を総合的に推進		
	・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、地域医療体制		
	の確保やまん延防止にかかる措置を実施等		
-	・市内における対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する対		
	策を総合的に推進		
市	・地域住民に対するワクチンの接種、生活支援を実施		
	・県や近隣市町村と緊密な連携を図り対策を実施等		
	・院内感染対策や医療資器材の確保等の準備の推進		
	・診療継続計画の策定及び地域医療連携体制の整備		
医療機関	・診療継続計画に基づき発生状況に応じた診療体制の強化及び医療の		
	提供等		
指定(地方)公共	・発生時に県等と連携して本来的な業務(医療の提供、社会・経済機		
機関	能の維持等)を通じて新型インフルエンザ等対策の実施		
登録事業者	・発生前から従業員への感染予防策の準備を積極的に実施し、発生時		
	にはその業務を継続等		
一般の事業者	・職場における感染予防対策の実施		
	・発生時における一部事業の縮小。特に多数の者が集まる事業を行う		
	者の感染防止措置の徹底等		
市民	・個人レベルでの感染防止策(手洗い・うがい等)の実践		
	・食料品・生活必需品等の備蓄		
	・発生時に感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策の実施 等		

7. 新型インフルエンザ等の発生段階

県·市行動計画	状 態	政府行動計画
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発	国内発生早期
	生しているが、県内では発生していない状態	国内感染期
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、	国内発生早期
	全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	国内感染期

県内感染期	県内において、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が 疫学調査で追うことができなくなった状態	国内感染期
県内小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準 でとどまっている。	小康期

8. 対策の主要6項目

(1) 実施体制

- ・新型インフルエンザ等が海外または国内で発生した疑いがある場合は、必要に応じて、情報連絡窓口の設置及び新型インフルエンザ等庁内連絡会議を開催し、庁内一体となった取り組みを関係各課等と連携協力し、推進します。
- ・政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合又は県が対策本部を設置した場合、新型 インフルエンザ等対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的 に推進し、市民の健康被害の防止および社会機能の維持を図ります。

(2) サーベイランス・情報収集

- 各発生段階において有用性・必要性が高い情報を優先して収集します。
- ・国及び県が実施するサーベイランスに協力します。

(3)情報提供・共有

- ・新型インフルエンザ等の予防・まん延防止に関する情報や発生状況、実施される対策等について、ウェブサイトやテレビ、広報等の多様な媒体を利用し、わかりやすく、正確かつ迅速に情報提供します。
- ・市民からの相談に応じるため、市相談窓口を設置します。

(4) 予防・まん延防止

- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策を啓発します。
- ・学校・福祉施設や職場等に対して、感染対策の実施を呼びかけます。
- ・県が行う「不要不急の外出自粛の要請」「施設の使用制限の要請」等の措置に協力します。
- ・政府対策本部の基本的対処方針に基づき、特定接種と住民接種を実施します。

(5) 医療

- ・医療機関と連携し、診療体制の調整・確保を行います。
- ・県や医療機関、関係機関と協力し、在宅で療養する患者への支援を行います。
- ・県からの要請により、臨時の医療施設の開設等に協力します。

(6) 市民生活・経済の安定の確保

- ・市民生活および経済への影響を最小限にできるよう、国や県、関係機関等と連携し 対策を実施します。
- ・市民や事業者に対し、発生時に備え、事前の準備を行うよう働きかけます。
- ・市業務やライフライン関係の維持、要援護者への支援、生活関連物資の価格の安定 等、市民生活や経済の安定を確保するための対策を実施します。